㊞

令 和 ８ 年 ９ 月 ９ 日

徳島労働局長　亀 井　 崇　 殿

徳島地方最低賃金審議会
会長　段野　聡子

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和８年９月９日貴職から、令和８年９月４日付け徳島県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する徳島県労働組合総連合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和８年８月 24 日付け答申どおり決定することが適当である。